

## 大阪地方最低賃金審議会の意見に関する公示

### 大阪労働局一般公示第 62 号

令和 7 年 10 月 1 日大阪地方最低賃金審議会から大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、大阪府の区域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき、令和 7 年 10 月 17 日までに大阪労働局長あて（大阪府中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 10 月 2 日

大阪労働局長 高橋 秀誠

### 記

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定  
に係る大阪地方最低賃金審議会の意見の要旨

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
大阪府の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
  - (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ ワイヤハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 1,180 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和 7 年 12 月 1 日